

文京区監査委員告示第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項及び第10項の規定により、定期監査（事務監査）及び財政援助団体等監査の結果に関する報告及び意見を別紙のとおり公表する。

令和6年3月25日

文京区監査委員	渡	部	敏	明
同	松	本	理	恵子
同	田	中	利	周

令和5年度定期監査(事務監査)及び財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の概要

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第7項並びに文京区監査基準（令和2年1月監査委員決定）及び令和5年度文京区監査基本計画に基づき、下記のとおり定期監査(事務監査)（以下「事務監査」という。）及び財政援助団体等に対する監査を実施した。

1 監査の実施期間

(1) 事務監査

令和5年9月1日から令和5年10月31日まで

(2) 財政援助団体等監査

令和5年10月2日から令和6年2月29日まで

2 監査の対象及び実施日

(1) 事務監査

以下のいずれかに該当する団体のうち、財政援助団体等監査実施標準（平成19年10月26日監査委員決定）及びリスクの状況を踏まえ、団体を指導監督する区の所管課を選定した。

ア 令和4年度に区が補助金等の財政的援助を行った団体（以下「補助金等交付団体」という。）

イ 令和4年度に区の出資が継続中で、出資比率が資本金、基本金等の4分の1以上の団体（以下「出資団体」という。）

ウ 令和4年度の公の施設の管理を行わせる指定管理者（以下「指定管理者」という。）

区分	所管課	対象団体	実施日
補助金等 交付団体	経済課	文京区商店街連合会	9月26日～ 10月10日
	子育て支援課	子ども宅食プロジェクトコンソーシアム	
	予防対策課	社会福祉法人復生あせび会	
		特定非営利活動法人エナジー本舗 公益財団法人東京カリタスの家	
出資団体	アカデミー推進課	公益財団法人文京アカデミー	9月13日～ 9月26日
指定管理者	福祉政策課	株式会社東急コミュニティー	9月1日～
	学務課	軽井沢フード株式会社	9月13日
	真砂中央図書館	ヴィアックス・紀伊國屋書店共同事業体	9月13日～ 9月26日

(2) 財政援助団体等監査

以下のいずれかに該当する団体のうち、財政援助団体等監査実施標準及びリスクの状況を踏まえ、団体を選定した。

ア 出資団体

イ 指定管理者

区分	対象団体	実施方法	実施日
出資団体	公益財団法人文京アカデミー	実地	1月19日
指定管理者	株式会社東急コミュニティー	実地	11月21日
	軽井沢フード株式会社	実地	11月15日
	ヴィアックス・紀伊國屋書店共同事業体	実地	12月20日

3 監査の観点

監査の対象ごとの主な着眼点は、次のとおりである。

(1) 事務監査

ア 補助金等交付団体

(ア) 補助金の交付決定は、法令等に適合しているか。

(イ) 補助金交付要綱は、整備されているか。

(ウ) 補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は、明確にされているか。

(エ) 補助金の額の算定、交付方法、交付時期等の処理手続は、適正に行われているか。

(オ) 補助金交付の効果及び交付条件の履行の確認は、実績報告等により適正になされているか。

(カ) 補助金等交付団体への指導監督は、適切に行われているか。

イ 出資団体

(ア) 出資者としての権利行使は、適切に行われているか。

(イ) 出資団体の経営成績及び財政状態を十分把握し、適切な指導監督を行っているか。

ウ 指定管理者

(ア) 指定管理者への指導監督は、適切に行われているか。

(イ) 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。

(ウ) 協定は、適切に締結されているか。

(エ) 指定管理者の管理運営に対する評価・検証は、適切に行われているか。

(2) 財政援助団体等監査

ア 出資団体

(ア) 寄附行為、経理規程等の諸規定は、整備されているか。

(イ) 事業は、出資目的（設立目的）に沿って適正かつ効率的に執行されているか。

(ウ) 会計経理及び財産管理は、適切に行われているか。

(エ) 帳簿の整備・記帳は適正か。領収書等の証拠書類の整備・保存は、適正に行われているか。

イ 指定管理者

(ア) 協定、仕様書、関係法令等に従い、信義誠実の原則に基づいて管理業務がなされているか。

(イ) 施設の設置目的を阻害することなく、住民サービスの向上と効率的な運営がされているか。

(ウ) 施設の管理に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。

(エ) 個人情報保護等の情報管理体制に漏れはないか。

4 監査の方法

(1) 事務監査

ア 補助金等交付団体及び出資団体

事前に監査調書、補助金等交付根拠規定、補助金交付決定及び額の確定の関係書類、団体から提出された関係書類等の提出を求め、これらを確認するとともに、担当者から説明を聴取した。

イ 指定管理者

事前に監査調書、指定管理者の指定の手續に係る関係書類、基本協定書、年度協定書、当該団体から区に提出された各種報告書等の提出を求め、これらを確認するとともに、担当者から説明を聴取した。

(2) 財政援助団体等監査

ア 出資団体

事前に団体の概要、定款、規約、規程及び出納その他の関係書類の提出を求め、補助金等の執行状況について会計帳簿や証拠書類等との突合を行った。監査当日は、関係者から説明を聴取し、質疑を行った。

イ 指定管理者

事前に団体の概要、定款、規程等の提出を求め、監査当日は、管理業務内容及び管理業務に関する出納その他の関係書類の突合を行った。あわせて、関係者から説明を聴取し、質疑を行った。

第2 監査の結果

監査の対象となった団体を指導監督する所管課が行った財政的援助等に係る出納その他の事務の執行（事務監査対象）及び対象団体が受けている財政的援助等に係る出納その他の事務の執行（財政援助団体等監査対象）について、当該財政的援助等の目的に沿って行われているかそれぞれについて監査を行ったところ、おおむね適正になされていると認められた。しかし、一部に指摘事項があったので、早急に改善を図るため、原因と内部統制の対応について、団体及び所管課において講じた措置について報告されたい。

指摘事項として、指定管理者が実施する自主事業について、指定管理事業と

の関係が明確に整理されない状態で開始された事業があった。指定管理者は、自己の費用と責任において自主事業を実施できるよう事業計画書及び収支計画書を適切に作成し、所管課は、提出された事業計画書等の確認に際し、指定管理事業と自主事業の関係が明確になっていることに留意した上で承認するように徹底されたい。

なお、複数の団体及び所管課において、帳簿、関係書類等における記入漏れや軽微な誤記等があった。これらの注意・改善すべき事項については、監査の際、その都度口頭等により指導した。

監査の対象とした団体・所管課、団体に対する交付金名及び交付金額等並びに指摘事項は、以下のとおりである。

1 文京区商店街連合会・経済課

(1) 交付金名及び交付金額（令和4年度決算額）

ア 文京区商店街連合会振興事業等補助金	3,941,493 円
イ 文京区キャッシュレス決済ポイント還元事業補助金	726,735,581 円

(2) 補助目的

- ア 区内商店又は商店会等の振興を図り、商業の発展及び活性化に資するため、事業に要する費用の一部を補助する。
- イ 区内店舗の販売促進と新しい生活様式に適したキャッシュレス決済の普及促進を図り、商店街の活性化と区内産業の振興に寄与するため、事業に要する費用の一部を補助する。

2 子ども宅食プロジェクトコンソーシアム・子育て支援課

(1) 交付金名及び交付金額（令和4年度決算額）

子ども宅食プロジェクト補助金	61,345,372 円
----------------	--------------

(2) 補助目的

コンソーシアムを形成し、子どものいる生活困窮世帯に対し、企業等から提供を受けた食品等を配送するとともに、定期配送をきっかけに、当該世帯の生活環境における虐待等のリスクを見付けた場合に必要な支援につなげるため、事業に要する費用を補助する。

3 社会福祉法人復生あせび会・予防対策課

(1) 交付金名及び交付金額（令和4年度決算額）

ア 精神障害者地域活動支援センター運営費補助金	26,173,000 円
イ 精神障害者相談支援事業補助金	3,181,080 円
ウ 精神障害者地域生活安定化支援事業補助金	7,642,000 円
エ 障害者日中活動系サービス推進事業補助金	7,396,000 円

(2) 補助目的

ア 精神障害者の居場所を確保し、生活の支援を行うことにより、地域社会における安定した生活の継続と自立を促進するため、事業に要する費用の

一部を補助する。

イ 精神障害者からの生活等の相談に応じることにより地域での生活支援を行うため、事業に要する費用の一部を補助する。

ウ 精神障害者の未治療及び治療中断による病状悪化を未然に防止するため、事業に要する費用の一部を補助する。

エ サービス利用者の福祉の向上を図るため、法人等が区内に設置する障害福祉サービス事業所の運営に要する費用の一部を補助する。

4 特定非営利活動法人エナジー本舗・予防対策課

(1) 交付金名及び交付金額（令和4年度決算額）

ア 精神障害者地域活動支援センター運営費補助金	20,170,000 円
イ 精神障害者相談支援事業補助金	2,726,640 円
ウ 精神障害者地域生活安定化支援事業補助金	7,420,000 円

(2) 補助目的

ア 精神障害者の居場所を確保し、生活の支援を行うことにより、地域社会における安定した生活の継続と自立を促進するため、事業に要する費用の一部を補助する。

イ 精神障害者からの生活等の相談に応じることにより地域での生活支援を行うため、事業に要する費用の一部を補助する。

ウ 精神障害者の未治療及び治療中断による病状悪化を未然に防止するため、事業に要する費用の一部を補助する。

5 公益財団法人東京カリタスの家・予防対策課

(1) 交付金名及び交付金額（令和4年度決算額）

ア 精神障害者地域活動支援センター運営費補助金	12,952,000 円
イ 精神障害者相談支援事業補助金	2,726,640 円
ウ 精神障害者地域生活安定化支援事業補助金	7,492,000 円

(2) 補助目的

ア 精神障害者の居場所を確保し、生活の支援を行うことにより、地域社会における安定した生活の継続と自立を促進するため、事業に要する費用の一部を補助する。

イ 精神障害者からの生活等の相談に応じることにより地域での生活支援を行うため、事業に要する費用の一部を補助する。

ウ 精神障害者の未治療及び治療中断による病状悪化を未然に防止するため、事業に要する費用の一部を補助する。

6 公益財団法人文京アカデミー・アカデミー推進課

(1) 交付金名及び交付金額（令和4年度決算額）

公益財団法人文京アカデミー補助金	81,005,000 円
------------------	--------------

(2) 補助目的

区が出資して設立した公益財団法人文京アカデミーの文化振興事業、生涯学習推進事業等の事業及び運営に要する費用の一部を補助する。

(3) 出資金額

200,000,000 円

(4) 公の施設名及び指定管理料（令和4年度決算額）

響きの森文京公会堂、文京シビックセンタースカイホール、アカデミー文京、アカデミー湯島、アカデミー音羽、アカデミー千石及びアカデミー茗台
388,248,952 円

7 株式会社東急コミュニティー・福祉政策課

(1) 公の施設名及び指定管理料（令和4年度決算額）

本駒込二丁目アパート、白山四丁目アパート、関口二丁目アパート、シルバーピアおおつか、シルバーピアはくさん、シルバーピアはくさん台、シルバーピア千石、シルバーピア坂下通り、シルバーピア向丘、シルバーピア千石二丁目、シルバーピア根津、シルバーピア湯島及び根津一丁目障害者住宅
109,556,586 円

8 軽井沢フード株式会社・学務課

(1) 公の施設名及び指定管理料（令和4年度決算額）

文京区立少年自然の家八ヶ岳高原学園 61,072,000 円

(2) 指摘事項

ア 団体

指定管理者が自主事業として実施する「少人数利用」についてである。

施設の運営に係る光熱費は区が負担しており、指定管理者による光熱費の費用負担はない。しかし、自主事業として実施する「少人数利用（軽井沢フード株式会社の文京区立八ヶ岳高原学園ホームページ（以下「ホームページ」という。）では、文京区在住・在勤で1～9名の個人又は団体での利用と明記している。）」の収入において、利用者から徴収する使用料（文京区立少年自然の家八ヶ岳高原学園条例（以下「条例」という。）第9条に規定する使用料ではない。）は、指定管理者の費用負担がないにもかかわらず、費用負担をしたとして光熱費を含む料金を設定しており、料金設定として適切とは言い難いものとなっている。さらに、今回の監査において監査事務局が指摘するまで、自主事業収支報告書において収入額が過大報告となっていることに気が付かないことは、管理に問題があると言わざるを得ない。一方、支出においては、光熱費について指定管理者の費用負担がないにもかかわらず、自主事業収支報告書において支出したとの不適切な記載がされていた。

また、自主事業計画書及び自主事業予算書の内容が、収入及び支出の区別がされておらず、収支が不明瞭な書類となっている。

今後は、自主事業を行うに当たり、自主事業計画書に収入額及び支出額

の根拠を明確に記載し、指定管理事業との関係を明確にした上で、自己の費用と責任において実施するよう改善を図られたい。

イ 所管課

アで指摘した指定管理者が自主事業として実施する「少人数利用」について、指定管理者を管理監督する立場である学務課が、不適切な自主事業計画書及び自主事業収支報告書を承認していたことは過失があったと言わざるを得ない。

このことは、元を正せば、学務課において、指定管理者の費用と責任において実施する自主事業を、少人数利用をさせるがために指定管理者募集要項において提案必須としたことに起因すると考えられる。少人数利用については、指定管理事業である宿泊業務（条例第6条第2号では、区民又は区の区域内に住所を有する事業所に勤務する者が社会教育活動又はスポーツ活動を行うため、10人以上で使用することを規定している。）との関係が問われることになるが、その運用において、ホームページでは、「ご宿泊」の項目の中に「少人数利用」が位置付けられており、宿泊を伴うことが前提である。また、少人数利用の条件として四つのプラン（キャンプ、木工作、グランドゴルフ、モルック）から一つを選択して行わなければならない、その料金を大人で見ると、条例第9条第2項に規定する一般1人一泊の使用料に相当する2,800円（アの光熱費に該当）に四つのプランごとに掛かる費用（物品の貸出料・体験料）を追加した料金を設定している。

軽井沢フード株式会社の自主事業計画書及び自主事業予算書の協議過程や、指定管理事業である宿泊業務とそれと外見上変わりがない少人数利用との関係を見るに、学務課は、収支と運用の両面から指定管理事業と自主事業の関係を明確に整理することなく、事業の開始を承認したと考えられる。加えて、指定管理者の募集時に自主事業として少人数利用の提案を求めたことは、10人未満での利用に係る規定を条例改正により整備しないがための行為とも受け取られかねないものである。

現在、条例第1条の目的に合致し、指定管理事業の実施を妨げない範囲で実施している自主事業であるとはいえ、収支と運用に透明性及び明確性を欠いていることは明らかである。

自主事業を承認する際は、本来業務である指定管理事業と自主事業の関係を明確にし、条例に規定する本来業務に抵触することのないよう十分に検討した上で行うよう改善されたい。

9 ヴィアックス・紀伊國屋書店共同事業体・真砂中央図書館

(1) 公の施設名及び指定管理料（令和4年度決算額）

文京区立本郷図書館、水道端図書館、千石図書館及び根津図書室
421,995,572円